

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H31年度 要求額 (千円)	
									H28	H29	H30			
1	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	1,698	1,698	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,698
2	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,208	2,208	2,520	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,580
3	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625
4	福祉課	讃岐修斉会補助金	更正保護法人讃岐修斉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。県内他市町の補助あり。	156	156	156	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	156

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
5	福祉課	香川県原爆被害者の会丸亀支部補助金	香川県原爆被害者の会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨を実現を目指し、香川県原爆被害者の会員相互の融和と親睦、治療生活の向上を図る。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	67	67	66	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	64
6	福祉課	讃岐修斉会連絡協議会補助金	更生保護法人讃岐修斉会連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	更生保護に関する事業の普及啓発による青少年の健全育成と再犯防止	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	190	190	190	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	190
7	福祉課	丸亀市社会福祉協議会人件費補助金	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域福祉活動、ボランティア事業、在宅福祉サービス事業、困窮世帯等に対する支援事業等の推進による福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。	法人運営部門及び事業運営部門の人件費を補助している。	67,100	64,473	65,915	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	69,345
8	福祉課	遺族会運営補助金	丸亀市遺族連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及び戦争犠牲者の遺族の福祉の向上を図る	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	268	268	268	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	268
9	福祉課	精神障害者家族会助成金	精神障害者家族会 コスモス会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	精神障がい者の家族が連帯し心を病んだ者と共に歩める家族となることにより、精神障害者と家族の安定を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。他市町の補助あり。	17	17	17	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	17

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
10	福祉課	身体障害者福祉団体補助金	丸亀手話サークル亀の子会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	手話の学習をとおして聴覚障がい者問題の理解を促す聴覚障がい者運動に協力することにより聴覚障がい者と健聴者との交流を深め、ともに手をつないで全ての人々が住みやすい社会の実現をめざす。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	28	28	28	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28
11	福祉課	親子の集い事業補助金	丸亀市心身障害児(者)育成会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ市内の小学校児童及び中学校生徒たちが交流することで、学校における日常生活に対する基本的な訓練の成果を確認すると共に、同じ障がいをもつ者たちが集団生活を体験することによって、お互いに意志の疎通が可能となり、交流の場を通じて社会性やルールづくりを身につけ自主性を育て、将来社会人として必要な資質の向上を図ることを目的としている。	「親子の集い事業」に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	49	49	49	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	49

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
12	福祉課	知的障害者援 護施設等建設 資金償還補助 金	社会福祉法人 塩屋福社会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H15	心身障がい者福祉施 設の円滑な運営を図 る。	社会福祉法人が独 立行政法人福祉医 療機構法(平成14年 法律第166号)第12 条の規定により融資 を受けた資金につい て予算の範囲内で 利子補給金を交付 する。	72	59	46	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	33
13	福祉課	身体障害者団 体補助金	丸亀市身体障 害者福祉連合 協会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	本会は、身体障がい 者の自立更生の援助 並びに会員相互の親 睦に務め、もって生活 の安定に寄与し福祉 の増進を図ることを目 的とする。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	500	500	500	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	500
14	福祉課	心身障害者小 規模通所作業 所運営等補助 金	飯山町手をつ なぐ育成会 小規模作業所 さざんか	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	個別給付(生活介護、 就労継続支援等)や 地域活動支援セン ターなどの障害者総 合支援法に基づく サービスへ直ちに移 行できない小規模作 業所が円滑に移行で きるよう、経過的な措 置として定額を助成 する。	丸亀市障害者(児) 小規模通所作業所 運営補助金交付要 綱に基づき補助して いる。 常勤職員を2人以上 配置している作業所 は月額40万円×12 月	4,800	4,800	4,800	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	4,800
15	福祉課	救護施設建設 資金償還補助 金	社会福祉法人 萬象園	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	社会福祉法に基づ き、福祉サービスの 利用者の保護及び地 域における社会福祉 の推進を図る	社会福祉法人の保 護施設整備事業の 利子補給。年2%以 内の利率	52	39	26	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	13

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
16	福祉課	障害者支援施設整備費補助金	社会福祉法人うぶすな会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H28	在宅で生活する事が難しい障がい者が安心して暮らせる環境づくりを目的とする。	障害者支援施設の移転に伴う施設整備補助	30,000	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
17	高齢者支援課	シルバー人材センター補助金	公益社団法人丸亀市シルバー人材センター	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、高齢者の方々の就業の場を提供することにより、働きがい・生きがいを与え、活力ある高齢社会の実現に役割を果たすことを目的とする。	国の示す事業執行方針に基づき、運営費補助単価限度額の規定により、予算の範囲内で補助する。	9,888	9,888	9,938	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	10,138
18	高齢者支援課	老人クラブ連合会運営補助金	丸亀市老人クラブ連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整を図り、老人クラブの組織的活動を促進し、地域高齢者の福祉及び健康の増進を図り、生きがい活動に資することを目的とする。	クラブ数、会員数、活動内容をもとに補助金額を決定し、予算の範囲内で補助する。	9,382	9,041	9,009	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,121
19	高齢者支援課	社会福祉法人助成措置補助金	生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業を行う社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超える者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得で特に生計が困難である利用者の負担を軽減する場合に、軽減措置を行った法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。	生計困難者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超えた部分の1/2を補助する。	304	234	234	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	450

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
20	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金	離島に住所を有する要介護者等で通所・短期入所を利用する際に航路費を負担する者(2前号に規定する者に通所・短期入所サービスを提供している事業者であつて、航路費	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域における高齢者の通所サービス及び短期入所サービス等の利用に要する航路費の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	離島に住所を有する要介護者及び要支援者が島外の通所・短期入所サービスを利用する際の往復航路費(海上タクシー等を除く。)を月4回を限度として補助する。	372	282	404	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	550
21	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金(離島ホームヘルパー養成事業補助金)	離島住民であつて、介護職員初任者研修課程を受講する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域において、介護に従事する人材の育成に資するため、離島住民の介護職員初任者研修課程の受講に要する費用の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	・離島住民が島外で受講する初任者研修に係る受講料の全額及び60日を限度として自宅から教習機関又は実習先へ通学した場合の公共交通機関の利用料の半額を補助する。	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	260
22	高齢者支援課	介護サービス事業所航路費等補助金	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H22	介護サービスの確保が困難な離島地域の利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、航路費等に相当する額を予算の範囲内で交付することにより、離島での多様な介護サービス事業者の参入を促進し、安定的な介護サービス提供体制の確保を図るもの。	離島において居住する要介護者及び要支援者に対して訪問介護等の介護サービスを提供する事業者等が、離島で介護サービスを提供する際に掛かる航路費等に相当する費用を補助する。	1,799	2,458	1,796	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,510

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
23	高齢者支援課	地域密着型サービス等整備事業費補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H30	地域密着型サービス等の整備を行う事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)認知症対応型共同生活介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所の整備経費 1施設 上限16,020千円 (2)認知症対応型共同生活介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所の施設開設準備に要する経費 定員又は宿泊定員1人当たり800千円の単価により算出した額	-	-	46,440	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	23,220
24	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備等補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づく地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	既存施設(1,000㎡未満)のスプリンクラー整備に必要な工事費 1㎡当たり 9,260円の単価により算出した額	0	3,203	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
25	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備推進補助金	介護ロボットを導入する事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H28	市が作成する整備計画に基づき介護従事者の負担の軽減を図り働きやすい職場環境を整備し介護従事者の確保を目的とした介護ロボットを導入する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)介護ロボット購入費 1事業所 上限300万円(ただし、国から示された内示額) (2)リース又はレンタル料 (3)役務費	12,315	0	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	-
26	高齢者支援課	成年後見センター補助金	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	成年後見制度の需要増に対応し、判断能力が不十分な高齢者、障がい者等が権利擁護・福祉に関する制度、サービスを適切に利用できるよう支援を図るもの。	成年後見センター業務に従事する職員の人件費等補助	4,085	4,085	4,085	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
27	健康課	母子愛育班運営補助金	丸亀市母子愛育班連絡協議会	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域の人々が孤立化しないように声かけ、見守りを中心に活動し、行政とのパイプ役も担っている当該協議会を支援することにより、少子高齢化に伴う核家族化が進展する社会の問題減少を図る。	母子愛育思想の啓発普及、愛育班組織の育成指導と連絡調整、研究会及び研修会の開催、地域社会との連帯など、目的達成のための事業運営補助	1,274	1,274	1,274	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,274

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
28	健康課	特定不妊治療 補助金	特定不妊治療 以外に妊娠の 見込みが少な い夫婦	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H21	保険適用されない特 定不妊治療をして いる夫婦への経済的 支援により、治療の継続 が図れ、妊娠の可能 性が期待できることで 少子化問題の軽減を 図る。	治療開始日におい て43歳未満の人で、 1回の治療につき10 万円まで。(男性不 妊治療費を含む)通 算6回助成。治療開 始日において40歳 以上43歳未満の人 は3回。	10,724	10,974	11,000	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	9,200
29	健康課	地域医療協力 費	一般社団法人 丸亀市医師会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	市民の健康管理及び 健康維持、医療知識 の普及啓蒙をするこ とにより、市民の健康 増進及び健康管理が 期待できる。また、初 期救急体制等の強化 のためにも有効であ る。	各種予防接種、各種 検診、健康教育、初 期救急医療等を行う 医師会への運営補助	4,450	4,450	4,450	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	4,450
30			一般社団法人 綾歌地区医師 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H24	同上	同上	1,050	1,050	1,050	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	1,050
31			丸亀市歯科医 師会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	口腔内疾患の予防・ 早期治療によって、健 康な口腔状態を長く 維持することにより、 歯科だけでなく、全体 の医療費抑制に繋が る。	各種検診、歯科健康 相談、口腔衛生指導 等を行う歯科医師会 への運営補助	900	900	900	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	900

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
32	健康課	地域医療協力費	一般社団法人丸亀市薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の保健衛生向上のため、安全で有効な医薬品を適切な指導に基づき供給を行い医薬分業の推進を行う。 住民のかかりつけの保険薬局を育成する。	会員の資質向上のための教育研修、医薬品備蓄、医薬品情報を収集し提供及び活用、丸亀市医師会と協賛して3歳児健康診査等を行う薬剤師会運営補助。	68	68	68	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68
33			綾歌郡薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	同上	同上	同上	13	13	13	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業
34	健康課	准看護学院運営補助金	社団法人丸亀市医師会附属准看護学院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	医師・看護師の確保が県内医療機関における喫緊の課題である中、准看護師を養成することにより、地域・救急医療の充実、看護師確保を図るもの。	准看護師を養成する准看護学院(修業年限2年)運営補助	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
35	健康課	離島妊婦健康診査等支援事業補助金	離島に住所を有する妊婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産婦人科医療施設のない離島妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図るため	妊婦健診及び出産の際に負担する航路費の一部助成	11	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H31年度 要求額 (千円)	
									H28	H29	H30			
36	健康課	骨髄等移植ドナー支援事業補助金	骨髄等移植提供者及び雇用事業所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H29	骨髄等移植提供者の増加及び多くの骨髄等移植の実現を図るため	骨髄等移植にかかる通院及び入院に対する助成(上限10万円) 事業所については提供者1回につき5万円	-	100	100	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
37	健康課	病院群輪番制病院事業補助金	病院群輪番制病院事業に参加する病院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H29~30 当番市	中讃保健医療圏における夜間救急患者受け入れ態勢を整えるため	・夜間救急患者受け入れ態勢に必要な運営事業 ・医療機器設備整備事業 H31年度~4年間は負担金を支出する	-	21,404	28,796	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	0
38	保険課	人間ドック助成補助金	人間ドック受診者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	被保険者に対して、人間ドック診査料の一部を助成することにより、受診を促進し、病気の発生予防、早期発見による重症化の防止等を図る。	人間ドック診査料の一部助成 1日ドック(1万5千円) 1泊2日ドック(2万円)を上限とする。	5,590	10,655	11,200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	14,040